

会 議 録

会議の名称	第3回 阪南市外部評価委員会
開催日時	平成27年7月6日(金) 午後6時30分～
開催場所	阪南市役所別棟第2会議室
出席者	<p>【委員】 壬生委員長、掛谷副委員長、荒木委員、高橋委員</p> <p>【事務局等職員】 岩本参与(兼)総務部長、佐々木福祉部長 (市民福祉課)濱口副理事(兼)課長、松谷課長代理、東山主査 (人権推進課)神野課長、山本課長代理 (みらい戦略室)井上副理事(兼)室長、布施室長代理、櫛谷企画専門官、藤田主幹、高倉主幹、太田総括主事、安藤主事</p>
会議の議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会あいさつ 2. ヒアリングの進行順序等 3. 施策のヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉経営の推進 ・戦略的な行政経営の推進 ・男女共同参画社会の形成 4. 判定区分等についての協議 5. その他
公開・非公開	施策のヒアリングまで公開
傍聴人数	0人

1. 開会あいさつ

○委員長より

出席者全員の着席並びに傍聴人の受付時間終了につき、定刻より早い開始とする旨、委員全員の同意を得た上で、平成27年度第1回阪南市外部評価委員会を開催する。

委員総数5名に対し4名出席のため、阪南市外部評価委員会条例第5条第2項の規定により、会議が成立していることを報告する。なお、委員1名は事前に欠席の連絡があった旨、併せて報告する。傍聴人0名。本日の配布資料について事務局から説明願う。

○事務局より資料の確認

各委員に資料の不足がないことを確認。

2. ヒアリングの進行順序等

○事務局より説明

施策の主担当課から施策の概要を説明するが、説明者は事前に事務局が提供した質問票に基づいて、簡略かつ適切な説明を心掛け、5分を目途に説明を終了するようお願いする。

説明時間5分経過時にベルを1回、さらに2分経過時にベルを2回鳴らす。説明終了後、30分の質疑回答を行うが、終了5分前にベルを1回、30分経過時にベルを2回鳴らす。質疑応答終了後に説明者は退席し、後続案件の説明者は速やかに説明者席へ移動願う。阪南市外部評価実施要領に基づき、施策のヒアリングは公開するが、案件4における判定区分等についての協議については、非公開となるので、傍聴人はヒアリング終了後に退席するよう併せてお願いする。

なお、外部評価の結果については、施策のヒアリングは公開するが、案件4における判定区分についての協議は非公開とする。なお、外部評価の結果については後日会議録を公開する。

○委員長より

本日ヒアリングを実施する施策は、「地域福祉経営の推進」、「戦略的な行政経営の推進」、「男女共同参画社会の形成」の3件。

3. 施策のヒアリング

○第2章施策1「地域福祉経営の推進」

市民福祉課

施策のめざす姿は、「子どもから高齢者までのすべての市民が、福祉の充実した地域で安心して暮らしています」「市民と市役所が協働・連携し、市民が主体となって人権と福祉のまちづくりを進められる地域福祉のネットワークを構築しています」となっている。

平成 26 年度の取り組み方針としては、小地域ネットワークやコミュニティソーシャルワーカー（以下、CSWと称す）の機能強化を図るとともに、「第 2 期阪南市地域福祉推進計画実施計画」の進捗管理を行う中で、特に重点項目を設定して取り組みを進め、地域での困りごとを地域で解決していけるネットワーク体制づくりをめざした。また、災害時要援護者支援制度の登録促進に努めるとともに、各自治会などに名簿共有の協定締結を依頼し、支援体制の確立に努め、平成 26 年度末現在の登録者数は、1,757 人となっている。

内部評価の成果指標分析であるが、社会福祉協議会のコミュニティワーカーが、立ち上げのノウハウの提供、運営上の課題、改善策の相談に応じて、地域の集いの場であるまちなかサロン、カフェを新たに 6 か所開設した。市は、小地域ネットワーク活動等推進事業補助金を交付、社会福祉協議会にコミュニティワーカー 3 名を配置し、12 小学校区での地域での福祉活動を支援している。

次に、くらしの安心ダイヤル事業登録者数の目標値の設定根拠であるが、これは、日常の見守りが必要な人を対象として、平成 17 年度から開始している。目標値については、東日本大震災後、災害時に見守りをしてもらいたいというニーズが増えたため、新たに希望した市民を登録し、亡くなった人や転出した人の登録を抹消し、プラスマイナスで毎年 50 名の増加を見込んだ目標値の設定となっている。

くらしの安心ダイヤル事業（災害時要援護者登録制度）の日ごろからの見守りや声掛け活動などが、小地域ネットワーク活動の中心的活動として活発に行われている。平成 26 年度の 12 校区福祉委員会の個別訪問活動は、678 回、延べ参加者数 2,484 人で、個別電話活動は 1,655 回、延べ参加者数 2,318 人となっている。

また、高齢者、障がい者等地域の要援護者に対する「見守り・発見、必要なサービスや専門機関へのつなぎ」機能を強化するため、概ね中学校区単位で設置している、いきいきネット相談支援センターに配置している地域の福祉相談員である CSW 5 名が、くらしの安心ダイヤル事業の登録者台帳の更新、出張相談を行い、相談を受ける機会も増えている状況であると分析している。

広報誌末尾に掲載している市民無料相談の「いきいきネット相談支援センター」の記事で市民へ周知を行っている。なお、民生児童委員は、民生委員法及び児童福祉法で規定され、市町村に配置されている民間の奉仕者である。

「できたこと」として、買い物支援プロジェクトチームでは、アンケート調査に

会 議 録

よるニーズ把握、買い物支援マップ作成や地元商店が見守りネットワークの一員となる事業等今後の取り組み等についての検討結果を報告書にまとめている。

「できなかったこと」としては、講座等を実施し、地域で活動するボランティアの養成を図っており、新規加入者もあったものの、ボランティアの高齢化による活動休止があり増加には至らなかった。今までは、定年退職後の市民が登録していたが、最近では定年後の再雇用や、ライフスタイルの変化により、集まりにくくなっている状況である。そのため、社会福祉協議会と市民活動センターとの共催でボランティア・市民活動入門講座を開催するなどの増加策を講じ、今後も新たな活動の担い手を養成していく必要がある。

内部評価結果として、地域での見守りについて、くらしの安心ダイヤル事業での定期的な声かけ、安否確認を通じ、すべての市民が福祉の充実した地域で安心して暮らしている状態に近づいていること、また、地域福祉推進連絡協議会や買い物支援プロジェクトチームなど、公民協働の話し合いの場作りを進めることで、市民が主体となって人権と福祉のまちづくりを進められる地域福祉のネットワークを構築できていることから、★★としている。

【主な質疑応答】

委員

C SWは平成16年度から大阪府が制度化したものであるが、現在は制度がなくなり、補助金のようなものが38市町村で継続している状態と聞いている。民生委員、児童委員は従来から活動している市民がいるが、C SWとの違いは何か。それぞれどのような機能を担い、役割分担をしているのか教えていただきたい。

市民福祉課

指摘のように、役割として重複するところがある。ただし、民生委員、児童委員は厚生労働大臣の委嘱を受けた、特別職の地方公務員という位置づけがされており、民間の奉仕者として福祉の増進に努めている。C SWについては、原則として、地域の中の特に施設職員や施設利用者を支援している方を中心に選定することが求められているという違いがある。役割としては、要援護者の見守りをするという点では同じであるが、C SWは5名と少ない人数であるため、要援護者を継続して支援していくためには、地域で活動する民生委員や校区福祉委員に繋いでいくという分担をしている。

委員

役割分担ができており、目的が重複しても問題ないということで理解した。

2つ目の質問として、2, 500万円前後事業費となっている地域福祉推進事業と地域福祉相談事業について、具体的な取り組み内容とその費用の内訳を示していただきたい。

市民福祉課

地域福祉推進事業は、地域福祉推進計画実施計画を策定する地域福祉推進連絡協議会に係る運営費用として、学識報償費や会場代等であり、特に大きなものとしては、社会福祉協議会のコミュニティワーカーを設置するための補助金としての小地域ネットワーク活動推進事業補助がある。また、地域福祉相談事業は、過去に権利擁護事業と称されたもので、日常生活自立支援事業費といきいきネット相談支援事業費を合わせたものである。

委員

議会の会議録では、認知症対策という社会的問題が顕在化していることについて、社会福祉協議会との関わりが希薄であると答弁されている。今後、社会福祉協議会と認知症対策の検討はしていくのか。

市民福祉課

介護保険課から回答をいただいているので、その内容の通りに説明する。認知症対策については、平成25年度から地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置している。平成27年1月に、認知症高齢者等徘徊SOS事業実施要綱を整備し、事前登録制を導入、現在8名が登録されている。また、市外転出をする認知症の方に対しての支援として、泉佐野市以南3市3町で市町を超えた広範囲の連携を行い、徘徊高齢者等の早期発見及び身元不明者の早期確認につなげ、徘徊高齢者等の安全を図っている。SOSネットワークの協力団体は、市内介護事業所52事業所と、先程説明したCSW5名となっている。また、協力団体の拡大のため、校区福祉委員と民生児童委員に協力を依頼しており、徘徊されたという情報が入ると、地域住民で広範囲に探す体制をとっている。社協との連携が希薄であったという答弁については、要綱の整備や、校区福祉委員と民生児童委員の協力体制を強化し、認知症の早期発見に繋げるために、一歩前進した状況である。

委員

1つ目として、小地域ネットワーク活動ボランティア数が伸び悩んでいる理由について、定年後の再雇用者数が増加しているため、ボランティアへの登録が少なくなっているという説明があったが、そうした状況が今後も続くのではないかと思われるが、それに対する対策と方針を教えてください。

2つ目として、見守りや声掛け活動の強化について、ダイヤル事業の登録者数の増加や、まちなかサロンの参加者数の増加の説明があったが、具体的にどのような方々が参加しているのか。特に高齢者を対象としたものが多いような印象を受けたが、施策のめざす姿は、「子どもから高齢者までの全ての市民」となっている。すなわち、高齢者以外の方がどれほど参加しているのかということをお願いしたい。

市民福祉課

1つ目の質問については、社会福祉協議会が開催しているボランティア講座等によって、地域活動を行うボランティアの人材育成を図っており、新規加入者の確保もできている。しかし、ボランティアの高齢化による活動休止があり、登録者数の増加が図れなかった。定年後の再雇用や、経済的な理由からパートをしている等のライフスタイルの変化によって、ボランティアが集まりにくい状況となっている。今後の増加策については、今までは社会福祉協議会だけで行っていた講座を、市民活動センターとの共催で実施しており、新たな担い手の掘り起こしをしている。

2つ目として、見守り事業について、校区福祉委員会の個別訪問活動が678回、延べ参加者数2,484名で、個別電話活動は1,655回、延べ参加者数2,318名と活発に行われている。また、ひとり暮らし高齢者の会も、年間53回実施し、延べ参加者数1,519人という実績になっており、地域で孤立することなく生活できるような見守りを続けている。また、高齢者だけが対象者ということではなく、まちなかサロンに乳幼児を招き、高齢者との二世世代交流サロンというのを開催している。子どもの社会性を育む場づくりと、高齢者にとっては生きがいづくりにもなり、相乗効果が創出されている。他には、こども家庭課が管轄する子育て総合支援センターと連携し、まちなかサロンにおいて出前保育として、子育てサロンを開催している。

委員

地域交流館の話があったが、複合施設として福祉センターとしての機能を担っているのか。

市民福祉課

地域交流館は、地域福祉活動、生涯学習・社会教育活動（尾崎公民館）、NPO等市民公益活動（市民活動センター）の3つの機能が併せ持ち、それぞれの活動が相互に

会 議 録

連携を図れる場となっている。先程説明した、社会福祉協議会と市民活動センターが共催で市民活動の支援者とボランティアの支援者を合同で養成する講座を開催していることや、福祉の関連では、館内に尾崎校区福祉委員会の事務所や障がい者団体の事務所もあることから、福祉関連の様々な情報交換もできるようになっており、センターとしての位置づけとは言い難いが、一定の機能は果たせるようになっている。

委員

地域交流館の担う機能として地域福祉活動があるが、老人福祉センターとしての機能は担っていないのか。

市民福祉課

老人福祉センターの位置づけについて、市の議論がまとまっていない状況であるため、今後の検討課題になる。

委員

まちなかサロンが新たに6カ所開設されたが、市民・市民団体の主導なのか、市が主導なのかの経緯を教えてください。

市民福祉課

校区福祉委員や民生委員からの提案であり、立ち上げのノウハウの提供や、運営に係る課題の相談に応じているのは社会福祉協議会のコミュニティワーカーである。

市としては、小地域ネットワーク活動等推進事業補助金を交付し、社会福祉協議会にコミュニティワーカー3名を配置し、12小学校区で地域の福祉活動を支援している。

委員

きっかけが市なのか市民なのかを聞いている。協働はその次の話である。

市民福祉課

地域の団体からの提案である。

委員

まちなかサロンの6カ所は、全て市民が主導ということで理解する。

災害発生時に要援護者に対して、どのような支援体制を構築しているのか。

市民福祉課

災害発生時の共助の体制を支援するため、災害時要援護者登録制度として登録者の情報を平時から地域の支援団体、校区福祉委員、民生委員、自治会にも提供している。また、要援護者に配慮した情報伝達体制、避難所環境づくりについて、災害時要援護者支援マニュアルを策定している。市民と協働して22回にわたる協議の場を設けて策定したものであるが、情報伝達の方法や、見回り確認後の対応等を支援マニュアルに定めている。

委員

支援者の高齢化に伴って、支援者が要支援者になる状況が生じるが、今後はどのように対策をしていこうと考えているのか。

市民福祉課

支援者が高齢化して要支援者になるということについては、今後、世代交代していくことを考えると、どのように支援者を確保していくのが最大の課題である。

委員

福祉相談員の相談件数について、最も多い相談内容は何か。その結果、解決したのか等の状況を教えていただきたい。また、CSWが中学校区に5名配置されているが、各校区に1名ずつ配置されているのか。仮にそうであれば、各地域によってニーズが違うはずであるが、公平適正な配置になっているのか。

市民福祉課

相談内容については、対象者別で高齢者が87%、障がい者が9%、残り4%が子育てや親子関係となっている。相談内容については、福祉相談・サービスに関する相談1,794件、生活に関する身近な相談1,258件、健康、医療に関する相談が487件と多くなっている。相談の結果については、介護福祉サービスや、また、公的なサービスに限らず地域の見守りに繋げている事例もある。配置については、概ね中学校区としているが、校区ごとの需要に応じて適正な配分となるようにしている。

委員長

成果指標のCSWによる相談件数であるが、目標値を大幅に上回っている。要望が多すぎて、対応しきれていないということはないか。

市民福祉課

CSWは市全域で5名を配置しており、個別支援、地域支援の両方の役割を果たす

ために、個別支援にかかりきりになって対応しきれないといった状況ではなく、校区福祉委員、民生委員等をはじめとした生活圏域における住民の地域福祉力を活用し、住民主体の小地域活動を組織立った活動として、連携体制を構築している。

委員長

5名いれば業務的には支障がないということか。

市民福祉課

十分な配置ということではないが、何とか工夫しながら地域の支援者との役割分担をしており、それをコーディネートするのがCSWの役割と認識している。しかし、今後において高齢化が進んでいくことを考えると、CSWの増員は必須であると考えている。

委員長

市民が地域で安心して暮らしていけるように様々な取り組みをしていることは理解できたが、地域ニーズはどのように把握し、市民のニーズについて現時点で対応できていないものや、今後、重視していかなければならないものはあるか。

市民福祉課

地域ニーズについては、平成23年度と平成24年度の地域福祉計画策定時に開催した住民懇談会などでニーズ把握に努め、それに基づく重点課題を設定し施策に取り組んでいるところである。また、社会福祉協議会のコミュニティワーカーが、毎月、各校区福祉委員会の役員会に出席し、地域のニーズの把握に努めている。平成26年度に買い物支援プロジェクトチームにおいて、モデル校区とサービス事業者に対してアンケートを実施し、移動困難に対応してほしいとのニーズが多くあった。こちらは、現時点では、求められている水準に達していない。

委員長

地域福祉経営の推進にかかるヒアリングは以上とする。

(質疑終了)

総務部長

本日は総務部所管の2つの施策として、「戦略的な行政経営の推進」と「男女共同参画社会の形成」、この施策について、評価をお願いします。まずは総合計画の第7章にある「戦略的な行政経営の推進」について、担当のみらい戦略室長より説明する。

○第7章施策1「戦略的な行政経営の推進」

みらい戦略室

本施策は、大きく3つの柱に分かれる。

1つ目はPDCAサイクルによる着実な行政経営の推進である。P r a nは前年度に策定する行政経営計画のことになり、それをD Oで施策を展開、実行していく。そして、翌年度にC h e c kとして、前年度の施策の達成状況の評価を行い、それに基づき、A c t i o nで見直しを行い、翌年度の行政経営計画実施計画に反映していく。こうした行政経営のサイクルを活用し、いかに総合計画に掲げている各施策を推進させるかということがミッションとなっている。

2つ目には、行政の効率化として。具体的には、I C Tを活用した事務の効率化等で、現在、職員1人1台まではP Cが配備できていないものの、10年前と比べれば、庁内のグループウェアによる事務連絡や会議室、公用車、備品の情報共有や共用化を図るなど、事務効率は格段にあがっている。今後は、市民サービスの本格的な電子化などが課題となります。

3つ目には、広域連携による事務の効率化である。これまで、泉南市と2市でごみ焼却事務の実施を行っており、また、平成24年度までは岬町と1市1町で消防事務を一部事務組合という形で行ってきたが、現在は泉佐野市以南の3市3町であらゆる広域行政の可能性を検討しており、平成25年度からは消防事務を一部事務組合で実施しているほか、社会福祉施設の許認可、監査等の法定移譲事務等についても、地方自治法の機関の共同設置という手法を用い、広域福祉課を設置して3市3町の事務を事務所のある泉佐野市に集約し、一元的に処理している。

今後においても、地方分権の事務移譲の受け皿として広域連携による事務執行を考えており、市民サービスが後退しないことを前提として、効率的な事務執行を進めていくこととしている。

そのような中、平成26年度は、成果指標として、基本計画に掲げた成果指標の平均達成率だけとなっており、具体的には174ある指標のうち、晴れマークは36.2%と、目標の60%を大きく下回っている状況にあるが、住民意識調査の結果など実績が把握できない指標を除くと53.4%と目標を若干下回るくらいの指標となっている。指標の目標達成は当然であるが、実績が把握できる指標設定など、後期計画では成果指標の設定を、適切に評価に対応できるようなものに変える必要があるものと考えている。

会 議 録

判定理由は、成果指標が把握できない指標を除き、53.4%の達成率に留まったが、平成26年度は、外部評価を導入ができたため、PDCAサイクルの制度設計は完成し、今後は次のステップとしてそれぞれの段階での精度を高めていくところまで到達したものと考えている。また、広域行政では、平成27年度からの大阪発地方分権改革ビジョンに基づく事務移譲の第2フェーズの実施計画を策定するなど、一定の成果がみられましたことから施策のめざす姿に近づいている★★と評価している。

委員長

質疑を行う。

委員

戦略的な行政経営とはどのような内容を指すのか、具体的に教えていただきたい。

みらい戦略室

一例として、本市では健康長寿社会の形成をめざしたまちづくりを進めている。市民への健康施策の推進や市民の健康への意識改革の促進、行動変容の促進に資する事業に先行投資をすることで、後年度に医療、介護など社会保障費を抑制する効果が出てくると考えている。そういった先行投資と後年度出てくる効果によって、財政的な収支均衡を図ることが戦略的な行政経営であると考えている。

委員

健康長寿社会としての説明であったが、将来を見越して先行投資するようなものが戦略的という理解でよろしいか。

みらい戦略室

先行投資だけに限らず、ある分野には集中的に投資を行い、その効果をもってある分野の施策は推進するものの、コストダウンしていくといった行政経営のあり方が戦略的なものであると考えている。

委員

2つ目として、より実態に即した評価が実施できる成果指標へ見直し予定とあるが、評価に対応できるものに変えていくという説明について、どのように見直ししていくのか具体的に教えていただきたい。

みらい戦略室

現在の総合計画の指標設定は、策定時の総合計画審議会で種々議論され、このような

設定になっているが、一律に上昇基調に目標設定するのではなく、例えば公立幼稚園の園児数については、今後の少子化や私立幼稚園への園児の誘導など将来を見据えたビジョンをしっかりと指標にも反映するとともに、毎年実施できていない住民意識調査の結果を指標から極力外し、他に住民の満足度を図れる指標がないかを模索する等、住民1人当たりの成果や他団体との比較、府内団体平均との比較といった市民が理解しやすい指標の設定をしたいと考えている。

委員

目標値の設定を検討するということであるが、例えば住民意識調査は、他の満足度を計るといった成果指標ではなかったのか。

みらい戦略室

個々の施策に係る個別計画のアンケート等もあるので、総合計画の意識調査ではなく、他に実施予定があるアンケートで、満足度を計ることができれば、それに置き換えていきたいと考えている。また、そういった満足度が計れない施策については、先程説明したとおり、住民1人あたりの成果や他団体との比較等に置き換えていきたいと考えている。

委員

総合計画では、行財政改革を行い、そのためには選択と集中を行う必要があると考えている。

42の施策の中には、健康・福祉分野や教育・生涯学習分野で事務事業として非常に数多く取り上げているものがあるが、戦略的な行政運営の中に、横断的に事務事業を集約するといった視点はないのか。

また、広域で事業を進めているものの、人員配置に係る課題があり、未だ事務執行に至っていないものもあると認識しているが、取り組みの効率化のためにはどのようにしたら良いと考えているか。

みらい戦略室

福祉分野や教育分野は、事業額が大きくなっている。また、生涯学習分野は他の福祉分野や、国・府の補助事業、交付金事業も多いことから、必然的に事務事業数が多くなっている。選択と集中については、非常に難しい課題であると認識している。市の行政改革の結果、単独事業が限られてきたことから、安全安心のまちづくりと健康を基軸とした健康長寿社会の形成に注力をしているところである。また、事務事業の横断的な集約については、二重行政にならないよう企画部門、財政部門がチェック機能を果たすとともに、組織横断により効果が増す事業については、プロジェクトチー

ムの活用などにより積極的に事業を推進しているところである。

広域行政については、現在、泉佐野以南の3市3町による広域連携を進めているところであるが、基本は大阪府からの権限移譲の対応として進めているところである。さらに、広域行政の効果を出すためには、既存事務の広域連携により処理が必要と考えている。また、人員派遣による広域連携の先送りについては、他団体の人事的な事情によるものであり、本市の基本的な姿勢としては、将来を見据え市民サービスが後退しない限り広域連携による事務執行の推進が必要と認識している。なお、広域連携を推進するための作業部会等を設置している4分野のうち、福祉分野については、既に泉佐野市に広域福祉課を設置し業務を行っており、本市からも職員を派遣している。

委員

取組み方針として、協働のまちづくりの進展への進捗状況と外部評価を導入した、行政経営への寄与度はどのレベルか。

みらい戦略室

協働まちづくりの進展については、昨年から市民協働事業提案制度などを実施し、現在はそれが浸透してきており、毎年度、協働団体との協働により新たな事業を展開している状況である。また、外部評価の導入を行い、そこで提言のあった内容を、外部評価委員会の第1回の会議において、昨年度からの見直し状況を報告しているが、そういった見直しが行われるなど、評価視点の多角化等によって、行政評価の客観性が向上し、総合計画の実効性を高めるような効果が出ているものと考えている。

また、戦略的な行政経営については、外部からの視点で評価される点において、本委員会が唯一となっていることから、当初の目的どおりに進めていると考えている。

委員

外部評価委員会を行い、職員や職場が以前と比べてどのように変わったのか。

みらい戦略室

事務事業評価を10年近く実施し、その後に施策評価を開始しているが、内部だけの評価であった。公表はして議会へも報告していたものの、学識の方や公募市民委員からの視点で評価を受ける機会がなかったため、職員に緊張感を与えていると認識している。

委員

賛否両論は職員間や職場内であるかと思うが、その中で良い意味で職員の刺激になったと捉えて良いか。

みらい戦略室

内部評価のみであると、みらい戦略室からの指摘でしかできないため、外部評価として良い意味での効果はあったと考えている。

委員

平均達成率について、実数値から数値が出ない部分を差引いて、約53%であるが、目標に達していない要因と対策を教えてください。

みらい戦略室

施策の指標目標は、総合計画に掲げている施策指標の目標を踏まえて設定しているが、観光施策のように、天候などの外部的要因の影響を大きく受けるものを敢えて成果指標として設定してしまっているものや、目標値を実態と実際の施策推進方向とは異なり高い目標設定をしているもの、実績と極端な乖離する設定があるといったものが含まれていることが要因と考えている。

また、平成25年度の対比については、同じ条件で設定すると48.9%であり、それが今回53.4%になっている。

委員長

最初にPDCAサイクルの話があったが、CからA、チェックからアクションへどのように繋げていくかは重要な点と考えている。外部評価で受けた指摘や提言に対しての対策と方針を、今年度の第1回で報告を受けたところであるが、対象外の施策事業は行政経営計画にどのように反映されているかについて、具体例を挙げて説明いただきたい。

また、戦略的な行政経営を進めていく上で、基準となるエビデンスが必要と考えているが、例えば市民ニーズを的確に把握するための手法や方針、考えを教えてください。

みらい戦略室

事業の選択と集中を行えば、必然的には廃止する事業が出てくるため、サービスを享受されてきた市民に対して相当の影響を与えることから、選択と集中を行うことは痛みが伴い、非常に困難な状況である。そういった状況の中での例として、中小企業退職金共済制度という労働施策があるが、その掛け金の一部補助制度について一定の目的が達成されたことから、事業を廃止し、今年度から新たに起業される方を支援するための創業バウチャー補助金制度や、空き店舗対策事業を創設して創業希望者の掘り起こし、また、創業者への支援の充実を図る等のスクラップアンドビルドによる施

策推進のための事業見直しを行っているところである。

平均達成率を向上させるために、みらい戦略室としてどのような取り組みをしているかということであるが、これまで行政改革を進めてきた結果、交付金事業がほとんどできていない状況であり、一般財源に事業を頼ってきたような経緯がある。そういった事業展開から、積極的な国の補助金、交付金を活用した事業展開へとシフトしている。例えば、道路舗装の長寿命化計画、また、橋梁の長寿命化計画を一般財源で策定し、実際に事業を行う段階では社会資本整備総合交付金を活用するなどの先行投資を行うことで、結果的には費用対効果が高まる事業展開を行っている。また、農業の振興においては、高齢化や担い手不足などに伴い、販売農家数が年々減少傾向にあることから、「人農地プラン」という計画を策定し、計画的に担い手支援・育成を推進に取り組むほか、漁業振興では、漁港へにぎわいが創出できるように漁業者と「浜の活力再生プラン」の策定を進めるなど、将来ビジョンを描き計画的な施策推進に努めている。

みらい戦略室

補足として、基礎となる市民ニーズの把握の手法については、各個別事業シートの項目欄にも掲げているとおり、個々の施策、事業において、各課が分野別の計画を作成、見直し時に行っているアンケート調査、また出前講座など様々な手法で市民ニーズの把握に努めている。また、当室が行っている住民意識調査においても、成果指標以外にもまちづくりに関する意見や提案の把握を行っている。

委員長

各課が分野別計画を策定されるときに調査をするというのは当然として、そこで出てくる数字の良し悪しではなく、マネジメントを進める上で必要なタイミングで得られるようなものか。

みらい戦略室

毎年、アンケートをしているという施策は本市にはないと思われる。現在の総合計画のアンケートは原則、5年程度のスパンになるが、今後は窓口アンケートと連携させていくという手法も、後期計画を策定するにあたって検討していきたい。

委員長

現時点では特にデータの面で不自由を感じていないという理解で良いか。

みらい戦略室

174の指標のうち、半数が住民意識調査に頼っている状況であるため、そういっ

た点では支障が出ているものと考えている。したがって、後期計画では指標設定のあり方そのものを見直す必要があると考えている。

委員

提案であるが、総合計画に掲げる目標に対して、成果指標全般の見直しを検討しているのであれば、庁内で策定される様々な計画の数や実績、条例の改廃や交付金等の活用状況、他市と比較しての取り組みを取りまとめたものがあったとしても良いのではないか。

みらい戦略室

ご指摘いただいている通り、総合計画の審議会においては、指標は上昇基調にすべきという議論がされているが、必ずしも上昇基調として固執することなく、本市の特徴的な施策事業や、例えば、税の徴収率は現在、全国平均を目標として掲げているが、これを他市との比較にするといった、実態に即した目標の設定をしていく必要があると考えている。

委員長

時間となったので、「戦略的な行政経営の推進」のヒアリングを終了する。

(質疑終了)

○第4章施策8「男女共同参画社会の形成」

人権推進課

本施策については、男女が互いに人権を尊重しつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざし、講座や広報などを通じて市民に啓発を行うと共に、配偶者からの暴力等さまざまな悩みを持つ相談者に適切な助言、情報提供、支援を行っている。

まず、阪南市男女共同参画プランの取組みは、市長を本部長とする庁内体制を整え、各職場に推進委員を置き、男女共同参画に関する取組みの計画を立て、実施をしている。

また、啓発事業では、市民団体との協働で「ハートフル講座」を開催している。

さらに、相談事業では、女性に関する様々な悩み事・困り事などを抱える相談者

を支援するため、女性総合相談事業を実施している。民間の相談機関である委託先から派遣された専門のカウンセラーによる相談を、毎月第3金曜日、午前10時から午後4時までの1回50分の5枠で実施している。

【主な質疑応答】

委員

市民無料相談で、相談を受ける内容の中に、「男女共同参画社会への形成」として推進すべきテーマや題材はあるのか。

人権推進課

男女共同参画社会の実現を阻害する大きな要因の1つとしては、DVの存在があると捉えている。実際に市民無料相談において、DVの相談件数が年々、増加している。平成26年度の市民無料相談におけるDVの相談件数は169件であった。DVは、男女の性別による役割分担意識が根底にあり起こるとされているので、女性の被害者が多い状況にある。このように、一方がもう一方を低位に扱って被害を与えるというDVでは、男女共同参画社会の実現を困難にする大きな課題であると捉えている。

委員

その169件は女性から寄せられている件数か。

人権推進課

そのとおり、ほとんどそうである。

委員

42施策中、住民意識調査の結果を成果指標に掲げていない施策が3つある。その内2つは、施策の性格上、住民意識調査となじまない施策と考えているが、「男女共同参画社会の形成」はDVも含め、住民が暮らしていく上でどのように認識しているかを把握しておく必要があるのではないか。

人権推進課

指摘のとおりと捉えている。本事業については、市民意識調査によって、市民の実態やニーズを把握し、実態等に即した施策を展開することがより効果的であり実

効的であると考えている。なお、市民意識調査については、これまで男女共同参画のプラン策定の前年度に実施している。プランの策定が10年毎となっていることから、新プランを策定する平成29年度に向けて、来年度、男女共同参画にかかる市民意識調査を実施する予定である。また、総合計画の後期計画への反映についても予定をしている。

委員

10年計画になると、毎年変化するニーズを把握できないのではないかと。

人権推進課

確かに、社会情勢の急速な変化の中、市民の意識やニーズも年々変化すると考えている。そのため、毎年実施している男女共同参画の講座のアンケートを活用して市民意識やニーズの把握に努めている。また、大阪府が5年ごとにプランを見直しており、その際に府民意識調査を実施しているため、それを参考にしている。

委員

啓発事業への参加者数については、目標はクリアしているが実績はクリアしていない。平成25年度と平成26年度の講座開催数と実績が昨年度より減少したことで、講座開催数が少なかったものの、内容を工夫したという説明であったが、具体的にどのように工夫したのか。

人権推進課

平成25年から平成26年にかけて、参加者数が155人から123人と22人減少した。これについては、講座の開催回数が4回から3回に減ったことも要因のひとつと考えている。内容の工夫については、平成26年度の講演内容は、前年度の講座に参加した方々のアンケートで要望があった「生き方のヒント」をテーマに取り上げて開催した。従来は毎回異なるテーマと講師で講座を開催していたものを、昨年は同じ講師による連続講座として系統性のあるものとした。講師謝金は高めであったが、男女共同参画の分野で、大阪市の男女共同参画審議会の会長を務められた方を招聘した。このようなことを行ったが、予想に比して集客に繋がらなかった。反省点として、テーマを広げすぎてタイトルに具体的な内容を明確に示せなかったために、対象者が自分には関係ないと思ってしまったのではないかと分析している。

委員

成果指標②の目標が1になっているが、低位目標の設定根拠はなにか。1を目標として、実数値を増加させていくのかといった考えがあるのか。

人権推進課

確かに1という数値だけを見ると低位な目標だと捉えられるかもしれないが、実績を考えると、高い目標数値であると認識している。現在、市民団体の会員数は9名であるが、高齢化等が原因で年々退会者があり、このままの状態では消滅の危機にある。目標値を2に増やしたいところであるが、1を維持すること自体が難しい状況である。ただし、増員のための方策は立てており、例えば啓発講座の実施時に勧誘し、成果として直近の3年間で会員を2名増員している。また、1を2にするための新たな取り組みについては、男女共同参画に関心を持ってもらうため、その端緒として講座に参加してもらうことから始めようと考えている。特に、子育て世代に関心を持ってもらえるような講座の開催について、考えているところである。

委員

9名で1団体の構成なのか。

人権推進課

そのとおりである。以前は16名であったが、毎年減っている。

委員

現在の人数は9名に2名加わった11名。

人権推進課

全員合わせて9名となっている。

委員

新たな団体を確保するということが施策の目的ではないのか。1団体増加させることの実現可能性はどの程度か。

人権推進課

現在活動している団体の増員と併せて、子育て世代をターゲットに新たに1団体増加させる計画もある。

委員

子育てサークルで1団体ということではないのか。

人権推進課

男女共同参画社会の実現のために、共に活動していただける団体の設立をめざしている。

委員

成果指標③が未達成の要因として、事業所等の取り組み状況が進まなかったということであったが、原因と対策を教えてください。

人権推進課

事業所等に男女雇用機会均等法、労働基準法、パート労働法等の法律や制度について啓発を進めてきたが、目標に達しなかった。原因としては、啓発を行う事業所が日常業務で取り組めなかったということや、担当課としても、事業所の方々を集めて研修をする機会を持てなかったことが原因であった。そこで、平成27年度は事業所を集めて研修する機会を設けることを検討するという回答を担当課から得ている。また、事業所内で再雇用制度の導入を啓発するという目標も掲げており、担当課窓口にパンフレットを置いて周知に努めていたが、成果が上がらなかったことから、今年度は、新たに広報誌等で啓発していくと聞いている。

委員

ハートフル講座の参加者層が近年、固定化傾向にあるが、こういった年代層が固定化しているのか、その要因と対策を教えてください。

人権推進課

近年の固定化傾向としては、参加者層に高齢化の方が多いという特徴がある。一昨年、開催時刻を変えることで、違う世代の方に参加していただけるのではと考え、開催時刻を従来は午後からであったのを午前中に設定した。子育て中の場合は、午後からになると子供の帰宅時間と重なり講座に参加できないということから、午前中の方が参加しやすいのではと考えて設定したのだが、効果はなかった。

また、昨年の反省から講座のテーマが広いと内容が想像しにくく、参加に直結しない可能性があることから、講座のテーマや参加対象者を絞ることが必要であると考えた。そういうことを踏まえて、今年度はテーマを男性の家事、育児参加に設定し、参加対象者を男性に絞り、開催日を平日ではなく日曜日に設定している。当然、家族参加としてより広い世代も視野に入れており、開催数は1回であるが、有名な方を招聘して参加者の増加を図る。

委員

その結果、新規の参加者は何名ぐらい集まったのか。

人権推進課

今年の8月に実施するので、どれだけ集まるかはわからない。

委員

市民団体が一つだけということであるが、その団体はどのような活動をしているのか。市との役割分担等についても教えていただきたい。

人権推進課

男女共同参画の市との共同開催、講座の広報活動、こどもの日フェスティバルでの子どもに対する啓発活動、活動報告書の作成をしている。

本市と市民団体が共同で啓発講座の講師を考え、広報活動も分担してやっている。講師への最初のアプローチは、市民団体をお願いしており、講師への依頼書作成や会場などの事務手続きは市で行っている。

委員

男女共同参画社会というのは、DVや事業者に対する啓発という説明があったが、市民団体はそのどこかを担当しているということなのか。また、講座の開催は、団体単独や市単独で開催している場合はないのか。

人権推進課

市民団体が担当しているのは、男女共同参画についての市民啓発である。男女共同参画に関しては、市民団体があるので協働で開催しているが、市民団体がない場合は市単独で開催している。

委員長

それは、男女共同参画に関してか。

人権推進課

男女共同参画に関しては、共に進めている市民団体があるので、協働で開催している。

委員

相談件数が増えている状況を踏まえて相談枠を増やしているが、これで不足はないのか。

人権推進課

平成25年度は、月あたりの相談枠が3枠あり、キャンセル枠に月平均8名ほどの待機者がいた。こうしたことから、相談者のニーズに応えるため、平成26年度から月5枠に相談枠を増やしたところ、月平均キャンセル待ちが、2名ずつに減少している。2名についても、キャンセルの空きや、翌月の相談で対応できたことから以前の状況より改善されている。

委員

キャンセル枠の方々も対応できているということか。

人権推進課

そのとおりである。

委員長

今後、阪南市が積極的に取り組むべきものとしてDV対策がある。既に実施している具体的な取り組みがあれば教えていただきたい。

人権推進課

DV相談に関しては、年々増加傾向にあるものの、相談を実施していることを知らない方がいる。そのため、啓発チラシを設置する範囲を広げたり、他の啓発講座でも配布し、自治会総会、PTA総会といった場においても配布したりと周知に努めている。さらに、相談することを他の人に知られたくない人もいることから、チラシサイズとは別に小さい名刺大のカードをトイレの個室に設置している。

また、相談を受ける中で、自身がDVの被害者であるということに気づいていない方が非常に多いように感じている。そのため、DVの実態をより多くの人に理解してもらうことを目的に、平成25年度から啓発講座を開催している。さらに、被害者の早期発見も重要なことであるため、昨年度、地域の相談役である民生委員にDVの実態理解と被害者支援についての研修を行っている。市内の支援体制についてもDV被害者マニュアルを作成し、どこの課でも同じような対応ができるようにしており、今年度は市内の連携をより密にするため、担当者連絡会議の開催を予定している。

委員長

市役所内での男女共同参画の取り組み内容と効果を教えていただきたい。

人権推進課

庁内では、市長を本部長とする男女共同参画本部会議を開催しており、そこで庁内の各課の一年間の取り組みの報告と評価をしている。そして、それを踏まえて次年度の計画案の決定をしている。その後、外部委員で構成する審議会から提言を受け、その内容を以て庁内の担当者による推進委員会を開催し、実際の取り組み内容を検討している。

男女共同参画推進委員会では、効果的であった施策を全庁で共有することによって、良い取り組みが広まっていくという効果がみられた。

委員長

効果的な取り組みを共有するとはなにか。具体的に教えていただきたい。

人権推進課

一例をあげると、これまでは審議会の女性委員の比率を25%以上にする目標を掲げていたが、2年前から30%に設定している。これは国の計画に合わせたものであるが、そうなると実現が難しい部署もあるため、女性委員の増加に効果的な工夫策について共有している。

委員長

「男女共同参画社会の形成」のヒアリングは終了する。

(質疑終了)

(傍聴人退出)

(5分間休憩)

4. 判定区分等の協議

委員長

判定区分等についての協議として、本日ヒアリングを実施した3件の施策の内部評価結果について審議する。時間に限りがあるため、各委員から施策の「判定区分」と、その判定区分に至った理由、施策に対する意見などを発表していただき、その結果を踏まえ、委員会全体としての「判定区分」を決定することにしたいと考えている。「判定理由」のとりまとめには、委員の皆様には第6回の委員会で確認していただくのでよろしく願います。

○地域福祉経営の推進

【主な意見交換】

委員

「★★」。施策のイメージができなかったため、ヒアリング前は★と判断していたが、★★とする。認知症対策の関係に全く触れられておらず、施策の達成状況の中に、新たな地域ニーズに応じた担い手の養成が明確に読み取れなかったため★としていたが、今回の説明で理解できたため★★と評価する。

委員

「★★」。事務事業と成果指標に整合性があり、ヒアリングの結果も含めて★★とする。反省点として、近隣自治体の状況を聞けなかったことがあるが、まちなかサロンが単年度で6か所を設置している成果は高く評価できる。成果指標③も実績として充分であるが、成果指標②の伸び悩みが気になるところである。

委員

「★★」。成果指標②が高齢化し、減少傾向にあるという問題はあるが、全体として民生委員やCSWと連携しながら、活発な取り組みがされているとどんどん取り組みがされていることから、★★とする。

委員長（まとめ）

「★★」。珍しく全員一致の結果であるが、各委員も懸念しているが、専業主婦や退職後にボランティアに登録するといったことは破綻していくと予想されるため、今後の対策を早急に立てていただきたいという補足を付けて★★と評価する。

○戦略的な行政経営の推進

【主な意見交換】

委員

「★★」。指標分析や外部評価についての課題や問題点を的確に分析しており、適切と判断した。

委員

「★★」。みらい戦略室の性格上、情報を出せないものもあろうと思われる。質問出来なかったところとして、総合計画の認知度が低いことがマイナス点になる。今後の努力と整合性のある成果指標の設定に期待して★★とする。

委員

「★」。将来を見越して努力するということであったが、今出来ていない。まだそこまで至っていない状態ではないかと考えて★とする。確かに、何を成果とするのか難しいところでもあるし、当然、成果指標の平均達成率が戦略的な行政経営の推進の成果だと言い切ることも出来ないと思うが、施策のめざす姿に近づいていると読み取れるところがなかった。

委員長

「★」。成果指標で全く効果がみられていない。外部評価の制度を構築した部署として、甘い評価はできない。他の施策の内部評価の事業シートを拝見する限り、少しずつ効果がでてきているにしても、まだまだ組織風土や職員の意識変化に時間がかかると考えている。これは平成26年度の評価なので、導入して即効果が出たとは言

会 議 録

にくいとは思われる。特に気になる点としては、市民ニーズの把握について、意識が足りないのではないかという危機感がある。総合計画で設定した指標に問題もあるが、それを含めて判断すると、成果指標をもとに評価するという仕組みを根本的に否定することになるので、回答にも矛盾があったと考えている。厳しい評価であるが、今後、この仕組みを庁内に浸透させて、より良いものにする意味でも、今の時点で★★にはならない。

端的に云えば、他部署の施策の結果もみらい戦略室がとりまとめているため、成果が出にくく、非常に判断が難しいということは理解している。しかし、そういった施策であるからこそ、★と評価する。

委員

優柔不断になってきたが、総合計画の成功を第1に考えると★と評価を訂正したい。

委員

各委員は市政に対する視点があったように思うが、成果指標の中には表れていないが、市として対外的な関係がある中で、戦略的な取り組みをしたことについては評価に値するのではないか。表現されていないところも視野に入れて評価すべきではないか。

委員長

P D C A サイクル、I C T の効率化、広域連合の3つの柱があるが、広域連合を進めるにあたっての工夫は充分評価できる。

委員

★★から意見は変わらない。

委員長 (まとめ)

「★」。評価できるところもあるが、今後の取り組みに期待する意味を含めて★とするが良いか。総合計画の後期計画の策定や、来年度の行政経営計画策定の時に、適切な見直しができるように厳しい評価にしたい。

○男女共同参画社会の形成

【主な意見交換】

委員

「★★」。ヒアリングの中で悩ましい努力をしていることを評価し、★★とする。成果指標③の対象者数が分からなかったため、分かりやすい成果指標の分析をしていただきかった。

指標の分析として、全庁的に取り組む具体的なメニューは何かという質問に対して、各課で担当者を決めて会議をしているということであった。施策の達成状況における課題や問題点では、相談件数が目標に達しているだけで、評価ができるのかが疑問である。待機者が少なかったということ的成果に反映させて良いのかといったことも判断ができない。DVの相談件数が増加することを良いと評価できるのかが分からない。

委員

「★」。全く成果に繋がっているものがない。数値、実績だけで成果に繋がっているという見え方しかない上、形式上の達成というだけで実態が伴っていない。成果指標②において、団体数が1というところに着目して確認したが、対策がなく諦めている。相談件数も20件が横並びなので、22年の実績からの若干の上昇基調で調整したことが明らかである。ヒアリングで納得できる説明があれば★★であったが、具体的対策も努力係数もなかったため、★である。この内容であればめざす姿に近づいていないと言ってもよい。

委員

「★」。成果指標の中で③が目標値を達成できていないことや、成果指標④についても、確かに相談しやすい状況になっているという意味ではプラスかもしれないが、それが施策のめざす姿に近づいているのかというと、逆に遠のいているとも言える。

ヒアリングの中で、講座を午後から午前に変えたということについては、意味不明であった。来年度は日曜日にするかという話があったので、多少安心したところであるが、この状況で近づいているとは言えないので、★とする。

委員長（まとめ）

「★」。ヒアリングをする前から★と考えており、変わらず★と評価する。個々の既存事業は努力しているが、講座を午後から午前に変えたという話は何の意味があるのかが理解できなかった。今の取り組みや、今後実施していくことが、現状にあっていくかの検証ができていない。

また、啓発が重要であるという力説をしているにも関わらず、成果指標に市民の意識の変化に関する事項がなかった。総合計画策定時の問題であるということも理解できるが、抜本の見直しが必要なため、★とする。

なお、質問の内容に対して、将来展望の説明があったことについては、評価の内容に加えたい。

（意見交換終了）

委員

男女共同参画推進事業の啓発資料と思われる100万円前後の費用以外は人件費となっているが、おそらく説明された課長代理又は課長一人の年間の費用じゃないかと考えている。仮に★で何もやっていないと評価してしまうと、増員しなければPDCAサイクルの実効性を高められないということにもなりかねない。

委員

逆の意見であるが、おそらく担当一人で行っている状況かと思われる。あえて★にすることで、男女共同参画を推進する必要性を理解していただくことが重要であると考えている。

委員

確かに、増員が喫緊の課題であるにも関わらず、内部評価を★ではなく★★としている。

委員長

現段階では、★として評価を考えたい。

委員

今年度は押し並べて厳しい評価であるように感じるが、第6回外部評価の時に全体的な評価として調整するのはどうか。

委員長

今年は特に厳しい評価をしている。去年の基準と合わせる必要はないと考えているが、最終的に報告書を確認した時に★の評価にはしにくい施策もあるかもしれないため、最終回で調整したい。

それでは、「地域福祉経営の推進」の判定は★★、「戦略的な行政経営の推進」の判定は★、「男女共同参画社会の形成」にかかる判定についても★として、評価結果の判定区分を終了する。

5. その他

○その他

事務局

次回の第4回外部評価委員会は、7月10日（金）18時30分より、本庁別館第2会議室で行う。

委員長

以上で本日の案件は全て終了した。

これをもって第3回阪南市外部評価委員会を閉会する。